

議案第 15 号

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例（平成 7 年君津市条例第 15 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例（平成 7 年君津市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「第 1 条の 2 第 1 項」を「第 2 条第 1 項」に改める。

第 25 条中「第 14 条第 1 項又は第 19 条第 1 項」を「第 14 条又は第 19 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(排水基準) 第 8 条 水道水源水質保全地域における排水基準は、排出水の汚染状態について、次の各号に掲げる対象事業場の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。 (1) ゴルフ場 農薬（農薬取締法（昭和 2 3 年法律第 8 2 号）<u>第 2 条第 1 項</u>）に規定する農薬をいう。以下同じ。）による汚染状態に関し、排出水に含まれる当該農薬の量についてその種類ごとに規則で定める許容限度を超えないこと。 (2) 省略 2 ～ 3 省略 (罰則) 第 2 5 条 <u>第 1 4 条又は第 1 9 条</u>の規定による命令に違反した者は、2 0 万円以下の罰金に処する。	(排水基準) 第 8 条 水道水源水質保全地域における排水基準は、排出水の汚染状態について、次の各号に掲げる対象事業場の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。 (1) ゴルフ場 農薬（農薬取締法（昭和 2 3 年法律第 8 2 号）<u>第 1 条の 2 第 1 項</u>に規定する農薬をいう。以下同じ。）による汚染状態に関し、排出水に含まれる当該農薬の量についてその種類ごとに規則で定める許容限度を超えないこと。 (2) 省略 2 ～ 3 省略 (罰則) 第 2 5 条 <u>第 1 4 条第 1 項又は第 1 9 条第 1 項</u>の規定による命令に違反した者は、2 0 万円以下の罰金に処する。